

上下水道事業の取扱いについて（その2）

上下水道事業の取扱い（その2）について、次のとおり提出する。

平成16年2月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

上下水道事業の取扱いについて（その2）

浄化槽設置事業の取扱いについて

- ・浄化槽設置事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）に移行する。但し、使用料については、新市において調整する。
- ・浄化槽設置者助成金は、合併時に廃止する。

平成16年3月11日確認 大野郡5町2村合併協議会